

言論の自由及び出版物に対する検閲による不当行為などの憲法に規定する権利を侵害する坂東成光議員、東 正昇議員及び宅川靖次議員の鳴門市議会での重大な人権侵害に対する抗議の決議

坂東成光議員、東 正昇議員及び宅川靖次議員は、日本国憲法第21条によって「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」が保障されているにもかかわらず、議会で表現の自由及び出版の自由を侵害する決議案を提出して、検閲することで言論封鎖をしようと試みている。

また、議員の発行する広報の検閲（国家等の公権力が、表現物（出版物等）や言論を検査し、国家等が不都合と判断したものを取り締まる行為をいう。以下同じ。）して、明治憲法下で行われていた思想信条の自由（憲法第19条）並びに言論の自由、出版物の自由などの表現の自由（憲法第21条）の権利を奪おうとしている。出版物の検閲は、憲法第21条第2項によって堅く禁じられているにも関わらず、このような重大な憲法違反をしようとしている。

このような国民の権利を侵害することを許せば、鳴門市議会及び鳴門市の事実を市民に知らせようとする広報の発行を妨害することになり、ひいては、鳴門市民の知る権利を脅かすことになる。

日本は自由主義国家であり、憲法第19条及び第21条により思想信条の自由や表現の自由が保障されている。

よって、憲法に規定する国民の基本的権利である集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由を侵害する坂東成光議員、東 正昇議員及び宅川靖次議員の行為は、民主主義の敵であり、かつ、民主国家の地方議会の議員としての基本的な資質が欠如するものであり、強く抗議するものである。

上記のとおり決議する。

平成25年6月25日

鳴門市議会